

相談専用電話（在住・在職・在学）072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料



「この水は汚れている」と、浄水器を買おうよう勧めた。浄水器の代金は水道代と一緒に引き落とされると言うが、本当だろうか。

「水質検査をする」と言っ、突然業者が訪れた。市の委託業者と思、家に上げた。水道水をガラスコップに取り、何かの液体を入れると、色がピンクに変わった。それを見せ、

「水質検査」を利用した点検商法には注意を！

アドバイス

1. 点検に来たと称し、商品やサービスを契約させる手口を点検商法といいます。点検の内容が正当なものかどうか消費者には分かりづらく、本当に必要かどうかその場では判断できないことがほとんどです。その場ですぐに契約しないことが大切です。
2. 水道局の職員や委託業者が突然訪問し、浄水器の販売やあっせんをすることは絶対にありません。玄関のドアを開けずにインターホン越しで対応し、不審に感じたときは、きっぱりと断りましょう。ちなみに、薬品を入れた水が変色（黄色・ピンク色・青色）するのは、水道水に含まれる殺菌用の塩素に反応したもので、水道水が汚れているためではありません。
3. 契約してしまった場合も、クーリング・オフや取消しができる場合があります。一人で悩まず、まずは消費生活センターへ相談してください。

困ったら
ご相談を！

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

最近寄せられた

[相談事例]



強引に送りつけてくる!

送り付け商家(ネガティブ・オプシ
ョン)にご注意ください!

【あなたのまわりのこんな事例】

◎突然自宅へ注文していない海産物が送られてきて、品物を受け取ってしまった。箱に連絡先の記載があったので問い合わせしてみたが、誰も電話に出ない。

◎ある日、「注文した健康食品を代金引換で送る。」と電話があった。「注文した覚えはない。」と断ると、「注文の記録が残っており、既に発送は済んでいる。」と言われた。どうすればよいか。

アドバイス

◎購入した覚えのない商品が自宅へ届いた時は、まず、絶対に受け取らない事です。もし受け取ってしまったとしても、商品を受け取っただけでは「売買契約」は成立していませんので、支払う必要はありません。ただし「代金引換」の場合は注意が必要です。一旦、支払ってしまったお金を取り戻す事は非常に困難です。

◎送りつけられた商品に購入の意思がなければ、商品の送付があった日から数えて十四日間、商品を使用・消費しないでください。もし業者が引き取りに来た場合は、返還しなければなりません。この期間内に使用したり、処分してしまうと、購入する意思があったとみなされますので気をつけてください。

◎十四日を過ぎると、業者は送りつけた商品の返還を請求する権利がなくなります。いずれにしても、申し込んだ覚えのない商品が自宅へ届いたら受け取らず、不安に感じた時は早めに消費生活センターへ相談ください。

困った時はご相談を! 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話
(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

祝日除く平日

9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」
◎枚方文化観光協会

引き続きご注意ください!

還付金等詐欺にご注意!

市役所や社会保険事務所などを装って医療費や税金、保険料などを還付するという還付金詐欺は依然として後を絶ちません。手口の流れも様々で、一般的には現金自動受け払い機(ATM)まで出向かせて、その場で現金を振込みさせる手口ですが、新たな手口の詐欺が発生する可能性もあるので注意が必要です。

※市役所など公的機関から、電話で直接個人情報を読みだすことはありません。

※不審な電話や訪問があった時は、消費生活センターにご相談ください。

催し予告

「石けんキャンペーン & 廃油回収(食用) 予定」

9月15日(火)

サプリ村野

午前10時30分～正午

10月20日(火)

牧野生涯学習市民センター

午前10時30分～正午

※家庭用食用廃油のみ回収

※容器はお持ち帰りいただきます